

世田谷区告示第 6 7 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 9 月 2 9 日から 1 5 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

3 3 - 1 6

2 変更の区間

世田谷区下馬三丁目 4 6 番 3 4 の内

3 変更の区域

延 長 1 9 . 0 8 メートル

幅 員 0 . 1 8 メートルから 0 . 2 3 メートルまで

面 積 3 . 9 5 平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 9 月 2 9 日

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区 下馬三丁目12番

